



## Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 1. 移転価格申告 新書式 Form 03-7/TNDN の公表

財務省は Circular 156/2013/TT-BTC (Circular 156)に基づき、関連者間取引に関する情報を報告するための新書式 **Form 03-7/TNDN** を発表した。2014年1月1日以降の事業年度においては新書式を使用しなければならないことに注意が必要である。

Form 03-7/TNDN に関する留意点は以下のとおりである。

セクション B: 関連者間取引が独立企業原則にのっとって行われているかを判定するための情報										
単位: ベトナムドン										
No.	内容	収益				費用				独立企業原則に基づく利益増加額
		帳簿価格	独立企業原則に基づく再評価額	差額	移転価格算定方法	帳簿価格	独立企業原則に基づく再評価額	差額	移転価格算定方法	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(3)	(6)	(7)	(8)	(9)=(7)-(8)	(10)	(11)=(5)+(9)
I	事業活動から生じた総収益									

#### (1) 市場価格に基づく収益および費用の再評価

- 新書式により、企業は、関連者間取引が独立企業原則に基づいて行われたかを年度中に計上した収益および費用の両方について自己評価し、帳簿価額と市場価格に基づいた再評価額の差額を申告することが義務付けられる。再評価により利益が減少した場合に関するガイダンスはないため、**利益および法人税額が増加した場合のみ再評価が必要と思われる**
- 企業は、収益および費用の再評価により生じた利益増加額を申告する。利益増加額は、以下に示すとおり、年次確定申告に用いられる **Form 03/TNDN** の項目 1.5(コード B6)とリンクしており、**企業の課税所得は上方修正されることになる**

No.	項目	コード	金額
(1)	(2)	(3)	(4)
B	法人税法に基づく課税所得の算定	B	
1	会計上の税引前利益の上方修正 ( $B1 = B2 + B3 + B4 + B5 + B6$ )	B1	
...	...	...	...
1.5	独立企業原則に則った関連者間取引の再評価に基づく利益上方修正	B6	

## (2) 推奨される対応

- 関連者間取引に関する誤った申告を回避し、また、移転価格に関する税務当局からの疑義を回避するためにも、企業は、当該新書式作成に関するガイダンスを慎重に検討することが必要であろう

## 2. 移転価格文書化との整合性

### (1) 規定

- Circular 66/2010/TT-BTC **Article 7 Point 2.1** によると、企業は、生産および事業活動に関連する情報、文書および証憑、ならびに関連者間取引に適用される移転価格算定方法を**取引発生時点**において準備しておくことが義務付けられている。また、Circular 156 Article 10 Point 5.a では、Form 03-7/TNDN の提出期限は、**納税者の事務所での税務調査の実施決定を税務当局が通知する前**と定められている

### (2) 推奨される対応

- 関連者間取引が独立企業原則に基づき行われていることを証明するため、企業は、Form 03-7/TNDN に記載されている移転価格算定方法と移転価格文書に記載されている算定方法との整合性に留意する必要がある
- また、税務当局からの要請があればすぐに提出できるよう、移転価格文書を**毎年**、前もって作成しておくことが強く望まれる

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平 [shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

### 本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

URL: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。